

住民意見反映のあり方に対する意見書

—河川整備計画策定時—

揖保川流域委員会は平成16年3月に、それまでに委員会が集めた住民意見や委員会で議論された意見を集約し、「提言」をとりまとめた。その後、河川管理者より河川整備計画の段階的な作成プロセスが示されたことを受け、より具体的な住民意見反映のあり方について、委員会、分科会において議論を行った。

本意見書は、先の「提言」に盛り込まれた「住民意見反映のあり方」への提言に加え、今後、河川整備計画策定プロセスの各段階で、確実かつ効果的に住民意見が反映されるための具体的な方法を示したもの（答申）である。

1. 住民意見反映の基本方針

- 1) 河川整備計画策定プロセスにおいて、「河川整備に向けた説明資料」の提案及び「河川整備計画（原案）」の提案の二つの段階において住民意見反映の機会を設ける。
- 2) 流域住民に意見反映の公平な機会を提供するため、全流域を対象としたアンケートやシンポジウム・フォーラム等、ならびに流域の各地における集会（説明会・学習会・対話集会・意見聴取集会等）の開催を組合せ、広報活動と意見聴取を行う。
- 3) 住民の属性（年齢、男女、職業等）にも配慮して意見反映の機会が偏らないようにする。
- 4) 住民意見の反映に当たっては、「伝える」「聞く」「対話・共有・深化する」「反映する」という段階を十分に認識する。なかでも、必要な情報を流域の住民に確実に伝えること、住民意見をできるだけ具体的に河川整備計画に盛り込み、反映することを心掛ける。
- 5) 河川整備計画の策定や、住民意見反映の手順をわかりやすく明示する。

2. 住民意見反映の方法

(1) 「河川整備に向けた説明資料」の提案の段階

- 1) 河川整備計画が策定されること及び住民意見聴取の機会があることを「伝える」
- 3) 河川整備計画の内容について「対話・共有・深化する」

方法	留意事項
a. チラシ等の配布	・自治体、自治会等を通して全戸に配布する ・各種団体等に配布する
b. ホームページへの掲載	・姫路河川国道事務所、流域委員会のホームページに掲載するとともに、自治体等へもリンクを依頼する
c. ポスター等の掲示	・主要公共施設への掲示を依頼する
d. マスメディアを通じた広報	・新聞の活用等、効率と費用を考慮して可能な範囲で実施する

方法	留意事項
h. 流域フォーラム等の開催	・流域全体として捉える課題について、有識者等の意見・考えを聞く
i. 学習会の開催	・整備計画の内容等に対する疑問点を解消し、河川整備計画を学習する機会を設ける
j. 対話集会の開催	・住民の属性を踏まえ、招請した人や公募した住民が一定のテーマについて意見交換する機会を設ける ・集会は公平な立場の人が進行役を務めるワークショップ等の手法で実施する
k. 意見聴取集会の開催	・河川整備計画に対する説明に終始することのないよう、住民から公平により多くの意見を聞く機会とする

- 2) 河川整備計画の内容を「伝え」、それに対する意見を「聞く」

方法	留意事項
e. 説明会の開催	・計画内容の理解について、地域間や住民の属性による差が出ないように努力する
f. 住民等アンケートの実施	・地域、住民の属性が偏らないように配布する
g. パブリックコメントの募集	・インターネット、FAX、書簡等全ての通信手段に対応する

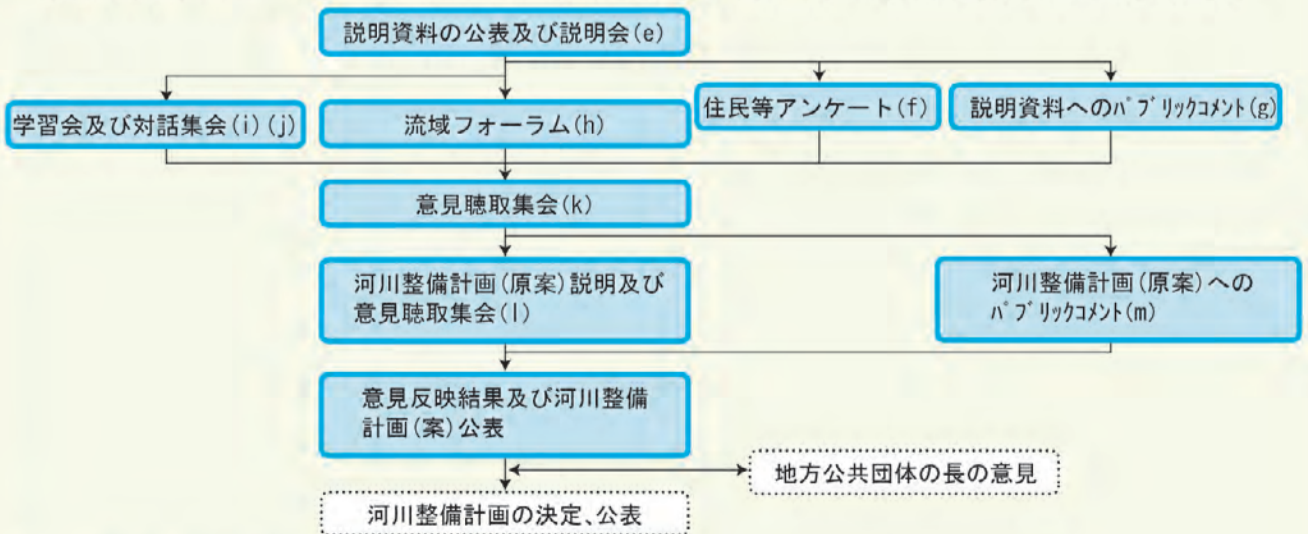
(2) 「河川整備計画（原案）」の提案の段階

- 1) 「河川整備に向けた説明資料」に対する意見の「反映」結果を「伝え」、「河川整備計画（原案）」に対する意見を「聞き」、「対話・共有・深化する」

方法	留意事項
l. 意見聴取集会の開催	・提起された意見を主体に議論を深めるとともに、さらなる意見を聞く
m. パブリックコメントの募集	・インターネット、FAX、書簡等全ての通信手段に対応する

3. 住民意見反映の手順

意見反映は次の手順で行う。それぞれの意見聴取機会の存在をa～dの手法により住民に伝える。



4. 流域委員会行動への協力

流域委員会が河川整備計画に対する意見を取りまとめるに際しては、各委員の見識に加え、地域住民の意見も重要な事項となるため、住民意見をできるだけ公平、正確に聴取することを目的として、次の流域委員会委員の活動に河川管理者が協力する。

- ① 学習会・対話集会の共催
- ② アンケート、フォーラム等の実施方法の提案